

狭あい道路後退用地の寄付・無償使用承諾のご案内（公道編入）

狭あい道路拡幅整備事業に基づき、敷地の後退用地を公道として将来にわたり区が管理するためには、土地の「寄付」又は「無償使用承諾」の手続きをしていただく必要があります。

敷地と道路との官民境界が確定されておりましたら是非ご協力をお願いいたします。

区の拡幅工事を行う場合の条件や提出書類は下記のとおりです。

（適用除外により自主（自費）整備で寄付・無償使用承諾をしていただく場合の提出書類も同様です。）

狭あい道路拡幅整備協議書の提出後、**建物完成（外構工事に入る前）の3ヶ月前までに以下の書類を提出し手続きを行ってください。**

書類の受理後、区が委託する測量業者による後退用地の確認測量を行います。

1 寄付の場合

- ・分筆された後退用地の所有権を区に寄付し、区が公道として管理します。
- ・道路の種別は、特別区道、区有通路、その他の区管理道路が該当します。

(1) 条件

- ① 官民(道路と敷地)の境界確定及び道路区域境界同意が済んでいること。
- ② 民民(敷地と隣接地)の境界が確認されていること。
 - ・後退用地部分が分筆されている場合
分筆されている土地が建築基準法第42条第2項道路の後退用地であるか区で確認します。
 - ・後退用地部分が分筆されていない場合は、土地所有者において分筆をお願いします。

(2) 提出書類

- ① 道路敷寄付申出書（上質紙）
- ② 登記原因証明情報兼土地登記承諾書（上質紙）
- ③ 印鑑証明書等（発行3ヶ月以内のもの）
〔法人が土地所有者の場合は印鑑証明書及び代表者資格証明情報（代表者事項証明書等）〕
- ④ 公図
- ⑤ 土地の登記全部事項証明書（登記簿謄本）
- ⑥ 地積測量図 ※ない場合は、座標値のある土地の境界確認書の写しの提出をお願いします。
※①～③は、土地所有者が共有の場合は全員分の書類の提出をお願いします。
※④～⑥は法務局発行の最新の書類(発行3ヶ月以内・正本)をご提出ください。

(3) その他

- ① 土地の所有権移転登記手続きは区で行います。
- ② 寄付いただく後退用地部分に抵当権等が設定されている場合は、解除が必須です。抵当権の解除について、ご不明なことがありましたら、ご相談ください。

2 無償使用承諾の場合

- ・道路の種別は、特別区道または区有通路に限られます。
- ・後退用地を区が無償で使用することに承諾いただき、区が公道として管理します。

(1) 条件

- ① 官民(道路と敷地)の境界確定及び道路区域境界同意が済んでいること。
- ② 民民(敷地と隣接地)の境界が確認されていること。

(2) 提出書類

- ① 土地無償使用承諾書（上質紙）
- ② 印鑑証明書等（発行3ヶ月以内のもの）
〔法人が土地所有者の場合は印鑑証明書及び代表者資格証明情報（代表者事項証明書等）〕
- ③ 公図
- ④ 土地の登記全部事項証明書（登記簿謄本）
- ⑤ 地積測量図 ※ない場合は、座標値のある土地の境界確認書の写しの提出をお願いすることがあります。
※①～②は、土地所有者が共有の場合は全員分の書類の提出をお願いします。
※③～⑤は法務局発行の最新の書類(発行3ヶ月以内・正本)をご提出ください。

- (3) 公道編入した道路部分は、申告により固定資産税・都市計画税が非課税になります。

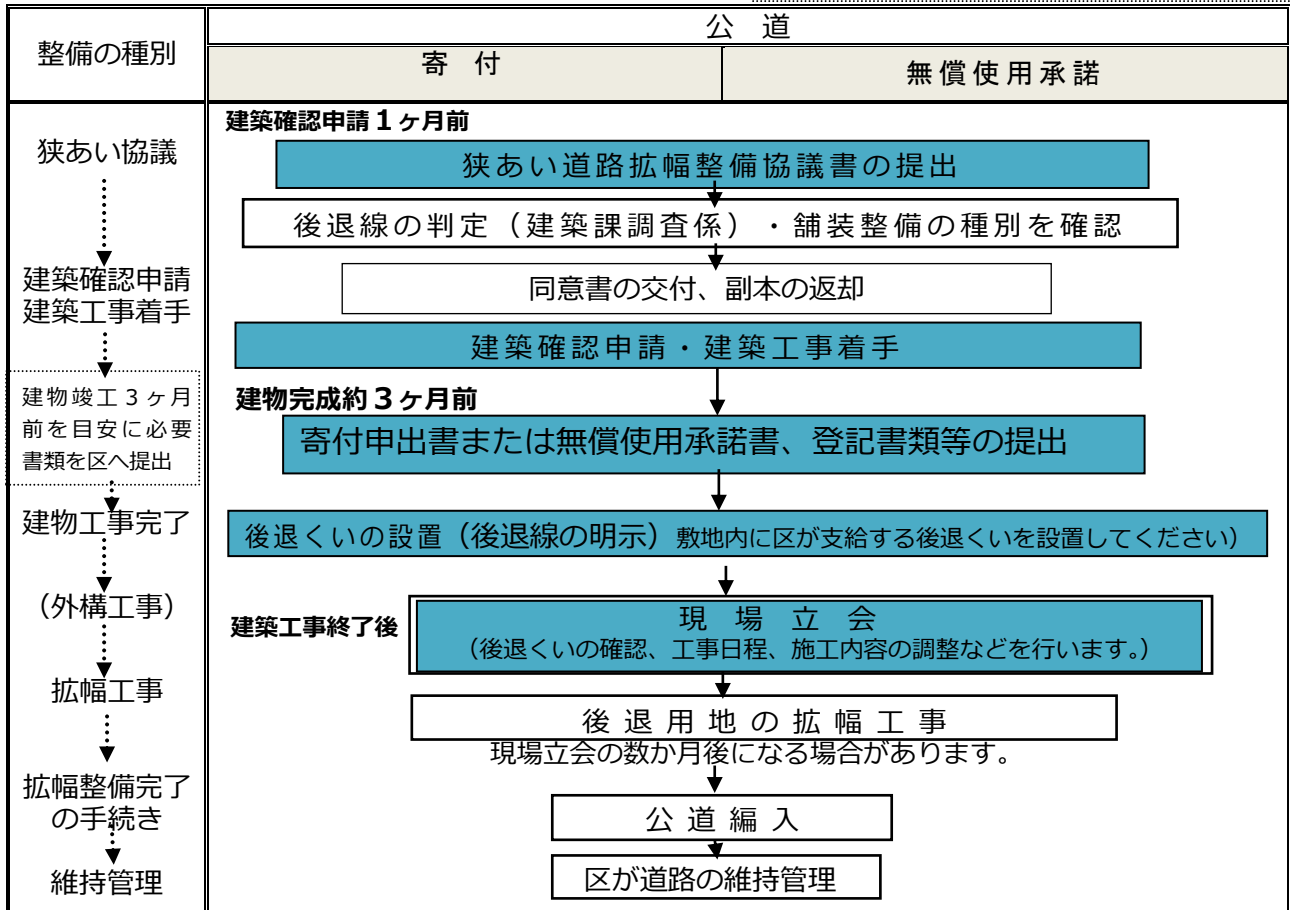
【問合せ先】 目黒都税事務所土地班 Tel. 03-5722-9096

【狭あい道路拡幅整備（公道編入）の手順】

凡例

申請者等が行うこと

区が行うこと



【区に拡幅工事を依頼する場合の準備事項（現場立会等）】

※区の工事は、建築工事（外構工事）後になります。

- (1) 代理人と区で「現場立会」を実施し、実際の整備工事の施工範囲や整備内容・日程を決定します。工事日程・舗装方法・L形側溝等の施工内容については（整備工事を行う）区の判断となります。
- (2) 「現場立会日」の設定について
 代理人は、現場の外構業者、設備業者に次の事項を必ず伝え、実施の確認をしたうえで、区へ連絡してください。区では現地を確認後、立会日を設定します。（1か月程度かかる場合もあります）
 - ① 後退用地は、前面道路と同じ高さにすること。
 - ② 後退用地内の構造物、樹木、埋設物等（既存の塀、隣地境にある塀、門扉、コンクリート等の塊、擁壁、水道メーター、ガス管等の埋設管、止水栓、宅内柵）の移設・撤去
 - ③ 規定深度より浅い水道管等の是正（道路から引き込む供給管は計画L形側溝天端高さより、土被りを最低50cm以上を確保してください。）後退用地内での横引きは行わないでください。
 - ④ 足場や後退用地内の仮囲い、仮設トイレ、養生板、覆工板、仮設引込柱、仮設物等の撤去
 - ⑤ 区が支給した後退くいの設置（建築敷地内に設置して後退線を明示）
- (3) 拡幅整備工事の施工範囲内にある民家の測量・境界鉋及び杭は、拡幅整備時に撤去となります。区で復元はできませんので、代理人等で事前に確認し、必要があれば宅地内に移設するか施工後の復元をお願いします。
- (4) 外構工事等を行う場合には、塀、塀の基礎、ブロック、フェンス、擁壁、土間コンクリート等は、L形側溝の移設に支障が出ないように、道路後退線から敷地側に余裕幅（2cm程度）を残して施工するようお願いします。
 また土間コンクリート等の打設高は、拡幅整備工事後の道路高さを考慮した上施工してください。
- (5) 東京都下水道局による公設汚水柵の移設後に区の工事を行います。

※区の拡幅工事は、予算の範囲内で行なっているため、翌年度になる場合があります。
翌年度になる場合は、例年5月中旬頃から順番に立会を行った後に拡幅工事を行います。